

地域包括支援センターの概要

1 目的及び概要

地域包括支援センターとは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関である。(根拠規定 介護保険法 115 条 46 条第 1 項)

2 設置主体

区市町村、もしくは、包括的支援事業の実施の委託を受けた者。

3 設置区域・設置数

区市町村の人口規模、地域における保健福祉圏域（生活圏域）との整合性等に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、区市町村の判断により担当圏域を設定。

平成 26 年 4 月 1 日現在、都内 62 区市町村に 401 箇所設置。

4 職員配置

(1) 職種

原則として、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員の 3 職種を配置。

(2) 員数

担当圏域における第一号被保険者数が 3 千人以上の場合、各職種それぞれ 1 人配置。

5 担当業務

包括的支援事業（介護保険法 115 条の 45）と指定介護予防支援業務（介護保険法 115 条の 22）を実施。具体的には下表のとおり。

包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント業務	二次予防対象者が要介護状態になることを予防するため、介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、介護予防事業が包括的かつ効果的に実施されるよう、必要な援助を行なう。
	総合相談支援業務	高齢者の地域生活を支援するため、初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築、高齢者の実態把握等を行う。
	権利擁護業務	権利擁護及び虐待防止の窓口として、成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害などに対応する。
	包括的・ケアマネジメント支援業務	高齢者に心身の状態やその変化に合わせて切れ目なくサービスが提供されるよう、医療機関など関係機関との連携体制を構築するとともに、地域ケア会議等を通じて、ケアマネジャーへの支援を行う。
指定介護予防支援業務	要支援者の予防給付にかかるケアプラン作成等の業務を行う。	